

資料 1-8-8 東京大学大気海洋研究所協議会規則

東京大学大気海洋研究所協議会規則

平成22年3月25日

東大規則第91号

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大気海洋研究所規則第11条第2項の規定に基づき、東京大学大気海洋研究所協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

(任務)

第2条 協議会は、東京大学大気海洋研究所（以下「研究所」という。）の共同利用・共同研究に関する運営の大綱について、東京大学大気海洋研究所長（以下「所長」という。）の諮問に応じ意見を述べるとともに、共同利用・共同研究の課題等を審議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
 - (2) 研究所の教授又は准教授のうちから所長が指名した者
 - (3) 東京大学の理学系研究科、農学生命科学研究科、新領域創成科学研究科及び地震研究所の教授 各1名
 - (4) 東京大学の研究担当の理事又は副学長
 - (5) 前4号のほか、学内外の学識経験者のうちから所長が委嘱した者
- 2 前項の委員の総数は、21名を超えないものとし、かつ、その半数以上は、学外者とする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第6条 協議会は、議長と協議のうえ、所長がこれを招集する。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 協議会に、運営の具体的事項を審議するため、共同研究運営委員会及び研究船共同利用運営委員会を置く。

2 各運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

制定理由

大気海洋研究所を設置することに伴い、協議会の組織及び運営に関し必要な事項について定めるため、本規則を制定するものである。